

公共施設使用料見直しに係る他市の状況について

1. 見直し方針

(1) 受益者負担の原則

使用料とは、公共施設等の利用者からその利用の対価として納付されるものであるが、公共施設の維持管理費や運営に要する経費は、使用料収入では賄えず不足分については、税金が使われることになり、市民全体の負担となる。施設を利用する者と利用しない者の負担の公平性を図るために、利用者には、応分の負担を求める受益者負担の考え方を原則とする。

(2) 使用料算定方法の基本ルール

市が受益者に応分の負担を求めるための、使用料算定の基本ルールは次のとおりとする。

$$\boxed{\text{使用料（受益者負担）} = \text{原価} \times \text{受益者負担割合}}$$

2. 各施設の管理原価の算出

(1) 原価の基礎

市民の日常的な利用に伴い施設を維持管理するための必要経費を「原価の基礎」と考え、経常的経費のうち「人件費」と「物件費」する。

項目	内容	原価算入
人件費	施設の維持管理や運営に係る職員等の人件費	○
物件費	光熱水費、委託料など施設の維持管理や運営に係る経費	○
備品購入費	施設を充実させるために必要な備品購入経費	—
維持補修費	修繕費、維持補修工事費などの施設の維持補修に係る経費	—
原価償却費	建物の原価償却費	—

(2) 管理原価の算出

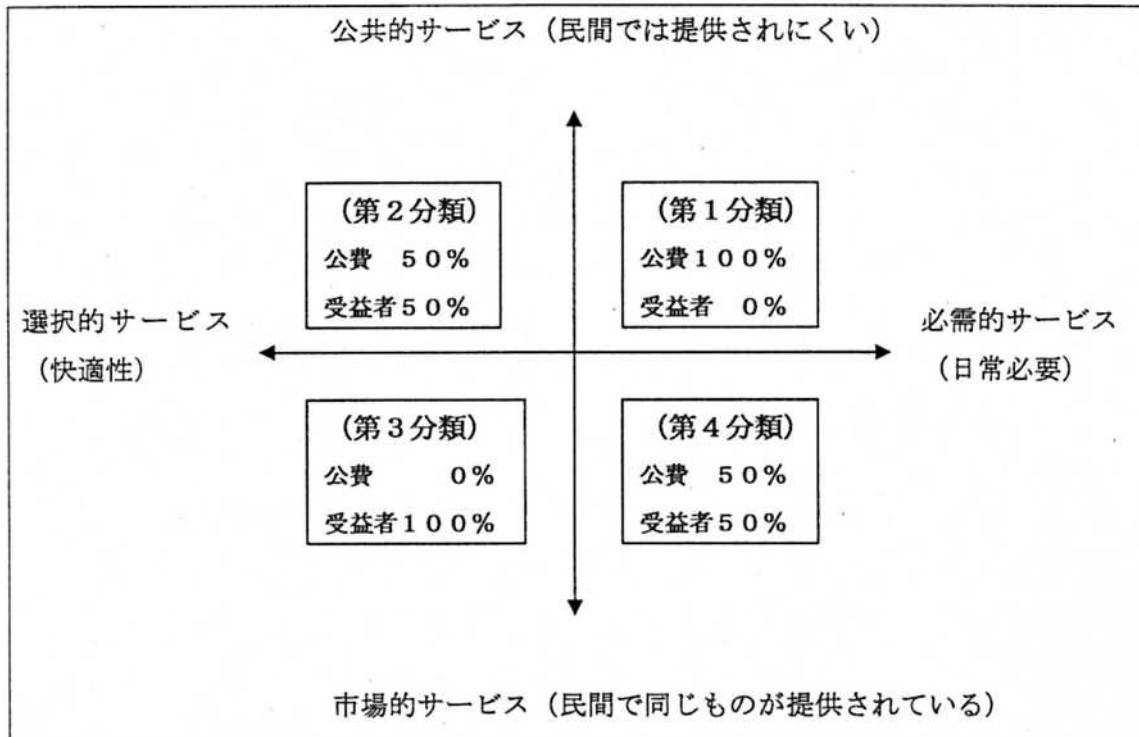
原価の基礎（人件費+物件費）を合算したものを貸出施設の総面積と年間総貸出時間で除し、管理原価を計算する。

管理原価（円／m²・時間）

$$= (\text{人件費} + \text{物件費} (\text{円})) : \text{貸出施設の総面積 (m}^2\text{)} \div \text{年間総貸出時間 (時間)}$$

3. 受益者負担割合の設定

(1) 公共施設の性質別分類



(2) 各分類の考え方と負担割合

各公共施設がどの分類（第1分類～第4分類）に該当するか判断し、適正な負担割合を設定する。

分類	主な施設	内容	負担割合
第1分類	道路・公園 図書館 小・中学校	行政自らが提供するサービス。基本的にコストは公費で負担する。	公費 100% 受益者負担 0%
第2分類	社会福祉施設 公民館等集会施設 運動体育施設 文化施設など	必要性が異なり、民間にはあまり見られないサービス。コストは公費と受益者が負担する。	公費 50% 受益者負担 50%
第3分類	駐車場 墓園など	必要性が異なり民間にもあるサービス。コストは受益者が負担する。	公費 0% 受益者負担 100%
第4分類	保育所 市営住宅など	主として行政が提供しているが、民間にもあるサービス。コストは公費と受益者が負担する。	公費 50% 受益者負担 50%

4. 適正な使用料の算定

(1) 使用料の算定式

管理原価及び受益者負担割合を基に、次式により貸出施設の使用料を算出するものとする。

貸出施設の使用料（円）

$$= \{ \text{管理原価} (\text{円}/\text{m}^2 \cdot \text{時間}) \times \text{貸出施設の面積} (\text{m}^2) \times \text{貸出時間} (\text{時間}) \} \times \text{受益者負担割合} (\%)$$

(2) 貸出利用時間の設定

現在の施設の貸出利用時間の区分は、施設ごとに体系が異なるので利用者にわかりづらい。原則として1時間単位の料金設定とする。

(3) その他の管理原価の算定

面積単位・時間単位での設定が適当でない施設については、その利用形態により管理原価をどう配分するか検討を行い、別の計算方法で選定する。

（例）文化施設などの入館料

一施設の入館料のため、面積や時間的制限がないことから、管理経費を年間入館者数で除したものを管理原価として考える。

5. 使用料の減額・免除について

(1) 減額・減免制度の基本的な考え方

使用料は、利用者であれば一定の使用料を支払うのが原則であるが、団体活動の支援や障害者等への配慮といった政策的な観点から特例的に減額・免除の規定が設けられている。

(2) 減額・免除既定の対象

減額・免除については、公共性の高いものや教育目的が強いもの、また社会的弱者への支援など必要最小限に留めるものとする。なお、その適用にあたっては、全施設で共通した対応とする。

①免除の対象

- ア. 市が主催する事業で使用する場合
- イ. 市内の小中学校が教育目的で使用する場合

②減額の場合（一律 50%）減額

- ア. 身体障害者が使用する場合
- イ. 高齢者（75歳以上）が使用した場合

※ 団体が使用する場合は、該当する利用者が半数を超えた場合とする。

6. 市外利用者や営利目的利用の場合

市の施設の維持・運営経費には、使用料と市民の税金で賄われている。したがって、原則として市民以外の者が利用する場合、使用料は市民が利用する場合の2倍とする。また、市民、市民以外を問わず営利目的の利用については、原則、使用料を2倍とする。